

## ボランティア活動推進事業に係る助成事業の紹介

- 1 対象事業 高齢者、障がい者等のためのボランティア活動に直接必要な機材の整備事業
- 2 対象団体 特定非営利活動法人、ボランティア活動団体  
※社団法人、財団法人、社会福祉法人は対象除外
- 3 実施期間 助成金交付決定後に事業を実施し、平成30年3月31日までに事業を終了すること
- 4 助成率等 助成率は9/10以内とし、助成金の限度額は900千円
- 5 受付期間 平成29年7月10日（月）まで（必着）
- 6 提出書類 申請書を作成のうえ関係書類を添付し、2部（正本1部、副本1部）を本会担当宛に提出

（連絡先）

湯梨浜町社会福祉協議会（担当：三村）

〒689-0601 湯梨浜町泊1085-1

保健福祉センター「つわぶき荘」内

電 話 0858-34-6002

ファクシミリ 0858-34-6013